

告 示

埼玉県告示第五百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年六月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	松本歯科医院
所在地	富士見市関沢 〇二―一五―四
開設者名	松本 賢一
サービスの種類	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和七年五月一日